

I. はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、我が国では本年の4月に緊急事態宣言が発出され、経済産業省や法務省等様々なところから、コロナ禍における企業決算や株主総会の対応について発表がありました。

これらの発表は、主としてコロナ禍における3月決算企業の決算、監査及び株主総会の対応に関連する内容でしたが、株主総会の運営については特段の制度変更が行われたわけではなく、現行制度の枠組みの中での対応について補足されたものとなっていました。

そこで、今回の Newsletter では、株主総会に焦点を当て、現行の制度及びこれからの時代における総会運営について解説していきます。

II. 株主総会制度の概要と例外規定

(1) 定時株主総会とその準備

株式会社は、基準日から3ヶ月以内に定時株主総会を開催しなければなりません。これは、議決権基準日の効力は3ヶ月を超えられないという会社法の規定（124条2項）が存在するためです。

現在の実務では基準日を決算日に設定する慣例があることから、各企業は決算日以降3ヶ月の間に計算書類の作成及び承認、会場のアレンジ、当日のスムーズな運営に向けてのりハーサル等、様々な準備を行う必要があります。3月決算企業の株主総会が議決権基準日の効力が切れる直前の6月下旬に集中するのはこのためです。

(2) 平常時以外の定時株主総会の開催

コロナの感染拡大を受け、2020年4月に緊急事態宣言が発出され、約2ヶ月間、経済活動が制限されることとなりました。このような中、限られた期限での定時株主総会への対応としては、平常時と同じように開催する方法の他、「基準日の変更による定時株主総会の延期」と「継続会の開催」という方法があります。

金融庁が2020年7月2日に公表した「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応（骨子）」によると、3月決算企業（非上場企業を含む有価証券報告書提出企業2,336社）のうち、平常時と同じ方法以外の対応をした企業は【図表1】の通りでした。

【図表1】3月決算企業の株主総会開催時期の動向

項目	社数
基準日変更	57
継続会を開催	30
臨時株主総会を開催（※）	4

※ 計算書類報告のための臨時総会を後日開催

① 基準日変更

基準日には、株主総会における議決権行使のためのものと配当を受け取る権利を定めるものがあります。この基準日を通常より遅らせることが法令違反となるわけではないことについて法務省より通達があり、基準日を変更する企業がありました。

議決権基準日の変更にはばらつきが見られるものの、多くの企業が7月下旬（31社）に株主総会を開催しました。一方、配当基準日を変更する企業は7社にとどまりました。配当はその基礎となる決算日の株主に対して支払うものであることを重視していると考えられます。

【図表2】変更後の各基準日と株主総会開催時期

議決権 基準日	社数	総会 開催日	社数	配当 基準日	社数
5月	22	7月	35	無配	28
6月	30	8月	14	3月末	21
7月以降	4	9月以降	7	議決権と同じ	7

※【図表1】の57社のうち破産手続中の1社は当表に含めていない

② 継続会の開催

会社法第317条に定める株主総会の「延期又は続行について決議」することにより、目的事項を後日に開催する継続会において決議・報告することが可能となります。金融庁、経済産業省及び法務省は、継続会がこれまで開催された事例が少ないことに鑑み、2020年4月28日に継続会に関する留意事項を公表しました。

継続会の特徴は以下の通りです。

- 議決権の行使は本総会及び継続会で同一の株主となる
- 招集通知に総会の目的として継続会にて決議・報告する事項についても記載する
- 継続会で事業報告の内容や計算書類を報告する場合、本総会の招集通知には事業報告等は添付せず、後日送付する継続会の開催通知に添付する

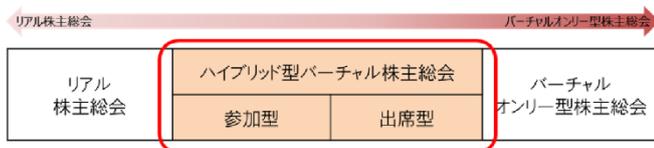
継続会の開催は、本総会の開催後3ヶ月以内に実施することが望ましいとされていますが、いずれの企業も7月下旬から8月上旬に開催しており、基準日を変更した企業の株主総会開催時期と同様の傾向が見受けられました。

III. 新しい様式の株主総会

コロナの影響は、様々な分野に影響を及ぼし、私たちの生活様式にも変化をもたらしました。リモートワークの浸透はその一例です。一方で、株主総会の運営においても新しい様式が採用され始めています。経産省は、2020年2月26日付で、「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」を取りまとめ、公表しています。

このガイドでは、従来のように取締役や監査役等と株主が一堂に会する物理的な場所において開催される「リアル株主総会」と、すべての関係者がインターネット等の手段を用いて株主総会に出席する「バーチャルオンリー型株主総会」を組み合わせた「ハイブリッド型バーチャル株主総会」を紹介しています。

【図表3】ガイドが示す株主総会の形態



(1) ハイブリッド参加型バーチャル株主総会

リアル株主総会の開催に加え、株主総会の開催場所に在所しない株主が、**法律上の「出席」を伴わずにインターネット等の手段を用いて審議等を確認・傍聴**することができる形態をハイブリッド参加型バーチャル株主総会といいます。

グリー(株)は国内初のバーチャル株主総会として、2019年9月に開催した定時株主総会でこの参加型を採用しました。本年においても続々と参加型の事例が出てきています。具体的な事例は以下の通りです。

- ① ライブ配信のみ実施（事前に発効したID・パスワード等により配信サイトにログイン）
- ② 上記①に加え、事前にウェブサイト上でコメント等を受付し、当日回答を実施
- ③ 上記①に加え、当日画面上からコメント等を入力し、回答を実施
- ④ 上記①に加え、当日画面上からコメント等を入力し、後日ウェブサイト上で回答を実施

(経産省「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会報告書」より)

参加型は、遠方株主等の参加機会を拡大し、総会の透明性や情報開示の充実が見込めます。コロナ禍において来場を控えている株主にとっても合致した方法です。しかし、「出席」を伴わないことから、総会当日に議決権を行使することはできません。

(2) ハイブリッド出席型バーチャル株主総会

リアル株主総会の開催に加え、株主総会の開催場所に在所しない株主が、**インターネット等の手段を用いて株主総会に「出席」**することができる形態をハイブリッド出席型バーチャル株主総会といいます。

出席型は、サイバーセキュリティ対策や株主の通信環境への配慮等、前提としての環境整備が必要であり、加えて株主の本人確認や質問・動議の取扱い、議決権行使の在り方等、多くの実務的な論点を抱えています。そのため採用する企業は限定的でしたが、グリー(株)が本年の株主総会において採用する等、下記の開催例がありました。

【図表4】ハイブリッド出席型バーチャル株主総会開催例

	議決権行使	質問
A社	自社開発システムを利用	電話を使用
B社	ウェブ会議ツールを使用 カメラ前で実際に拍手	ウェブ会議ツールを使用 カメラ前で実際に挙手
C社	自社サイトを使用	画面表示に従い質問 事務局が取りまとめ回答
D社	自社サイトを使用	200文字以内で質問 1株主につき1問まで

(経産省「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会報告書」より)

(3) 今後の展望

リアル株主総会を開催せず、取締役や監査役等と株主がすべてインターネット等の手段を用いて株主総会に出席するバーチャルオンリー型株主総会がアメリカではすでに30州で認められています。コロナ禍ということでドイツやシンガポールにおいても臨時措置に基づき運用されています。

我が国では、会社法において株主総会の場所を定めなければならない旨の規定があるため、現在はバーチャルオンリー型株主総会を開催することはできません。しかし、コロナをきっかけとしてハイブリッド型の株主総会が拡大しており、今後、バーチャル株主総会を後押しするような法改正が期待されています。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : research@seiwa-audit.or.jp
ウェブサイト : <http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/>